

組合員異動報告書 (組合員種別変更(一般⇔短期)を含む変更手続き用)

こちらは、既に公立学校共済組合北海道支部の組合員である方のうち、**組合員種別変更を含む**手続きになります。
異動の種類に関わらず、**異動後の所属所での手続きとなります。**

①-4-3-表

組合員番号(右づめで記入)							氏名		所属所コード						所属所名					
1	2	3	4	5	6	(フリガナ) コウリツ タロウ		1	2	3	4	5	6	北海道きょうさい高等学校						
							(漢字) 公立 太郎													
①該当する項目にチェック							③新しい組合員種別にチェック						④一般組合員となる場合は必ず記入							
報告理由(該当項目にチェック)※複数可							異動後の組合員種別						年金加入期間等報告							
<input checked="" type="checkbox"/> 組合員種別の変更 <small>(一般組合員、短期組合員からいずれか異動)</small> 該当する報告理由にチェック							<input type="checkbox"/> 短期組合員 <input checked="" type="checkbox"/> 一般組合員						基礎年金番号 0 1 2 3 - 4 5 6 7 8 9							
<input type="checkbox"/> 種別変更の他に組合員番号の変更が含まれる <small>(任命権者(給与負担区分)の変更をともなう異動を含む)</small>							<短期組合員の例> <一般組合員の例> ・臨時的就任職員(フルタイム) ・正規採用職員 ・パートタイム勤続12か月未満の者(フルタイム) ・公立大学法人等に勤務する非常勤職員(フルタイム:勤続12か月超過)等 ・再任用職員(パートタイム) ・公立大学法人等に勤務する非常勤職員(フルタイム:勤続12か月以下の者又はパートタイムの者)等						※離婚時の年金分割を行ったことのある方のみ記入 離婚時みなし期間または被扶養期間が経過した被保険者 新しい組合員種別が一般組合員の場合は、この太枠内も記入・押印してください。 短期組合員なので、一般厚生年金に加入(70歳以上を除く)していましたが、自身の基礎年金番号及び年金機関について、上記のとおり報告します。 国家公務員だったことがある方は勤務先を記載()							
②異動日を記入																				
異動日(任用開始日)																				
年号	年	月	日																	
令和	07	04	01																	
<input type="checkbox"/> 種別変更の他に所属所の変更が含まれる													令和 7 年 4 月 1 日 組合員氏名 公立 太郎 生年月日 平成10 年 10 月 10 日							
⑥所属所証明(市町村費職員の場合も小中学校等、所属所長の証明とすること)																				
上記のとおり報告します。																				
令和 7 年 4 月 1 日																				
所属機関名 北海道きょうさい高等学校																				
長の職氏名 校長 北海 一郎																				
電話番号 011-123-4567																				
							職印						「資格確認書」は自動では交付されません！ 必要な方は、「資格確認書交付申請書」を提出ください。							
													<input type="checkbox"/> 資格確認書交付申請書提出中							

※添付書類は裏面及び「共済事務の手引き」を参照してください。

|(R6.12.2)

添付書類

ケース	必要書類
短期組合員→一般組合員への種別変更で 組合員番号は変更しない	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費職員→辞令があれば不要 札幌市以外の市町村費職員→必須) <p><扶養している配偶者が20歳以上60歳未満の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第3号被保険者関係届
短期組合員→一般組合員への種別変更で 同時に組合員番号も変更となる	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費職員→辞令があれば不要 札幌市以外の市町村費職員→必須) <p><交付を受けている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ※組合員証等返納台紙に貼付すること <p><扶養している配偶者が20歳以上60歳未満の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第3号被保険者関係届
一般組合員→短期組合員への種別変更で 組合員番号は変更しない	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費の臨時的任用フルタイム職員となる方→辞令があれば不要 北海道費・札幌市費で臨時的任用フルタイム職員以外の任用となる方→必須 札幌市以外の市町村費職員→必須)
一般組合員→短期組合員への種別変更で 同時に組合員番号も変更となる	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令の写し(全員必須・未交付等の場合は職員調書で代用可) ・職員調書(北海道費・札幌市費の臨時的任用フルタイム職員となる方→辞令があれば不要 北海道費・札幌市費で臨時的任用フルタイム職員以外の任用となる方→必須 札幌市以外の市町村費職員→必須) <p><交付を受けている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員証 ・被扶養者証 ・高齢受給者証 ※組合員証等返納台紙に貼付すること

①-4-3-裏

※他支部からの転入の報告は様式1-1または1-1-2、北海道支部内での種別変更を含まない異動については1-4-2をご使用ください。

※組合員番号が変更となる場合で、資格確認書の交付を受けているときは組合員証等返納台紙に貼付のうえご返却ください。(引き続き交付を要する場合は交付申請書を提出してください。)